## 議案第90号

## 三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条 第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月7日

三朝町長 松 浦 弘 幸

## 三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後改正前(寄附金税額控除)(寄附金税額控除)第34条の7 略第34条の7 略2・3 略2・3 略	Driving and an analysis of the property of the				
第34条の7 略 第34条の7 略	改正後	改正前			
	第34条の7 略	第34条の7 略			

民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条 例(平成13年鳥取県条例第10号)第24条の4第4項 に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に 対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄 附金とする。

名称	主たる事務所	期間
	の所在地	
特定非営利活	八頭郡八頭町	令和5年1月1日
動法人ハーモ	才代299	から令和9年12月
ニィカレッジ		31日まで
略		

4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住 民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条 例 (平成13年鳥取県条例第10号) 第24条の4第4項 に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に 対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄 附金とする。

名称		主たる事務所	期間
		の所在地	
特定非営	利活	八頭郡八頭町	令和5年1月1日
動法人ハ	ーモ	才代299	から令和9年12月
ニィカレ	ッジ		31日まで
特定非営	利活	鳥取市用瀬町	平成30年8月1日
動法人十	人十	安蔵991	から令和5年7月
色			31日まで
略			

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年7月31日以前に改正前の第34条の7第4項に規定する特定非営利活動法人十人十色に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。